市営住宅家賃等の減免又は徴収猶予

【基準】

許認可等の内容

栃木市営住宅条例抜粋

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、入居者が災害、病気その他やむを得ない理由により敷金又は家賃を納付することが困難であると認めるときは、これらを減免し、又はこれらの徴収の猶予をすることができる。

栃木市営住宅条例施行規則抜粋

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第13条 入居者は、条例第18条に規定する家賃等の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、連帯保証人と連署の上、市営住宅家賃等減免(猶予)承認申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

栃木市営住宅家賃等の減免実施要綱抜粋

(減免の基準)

第2条 減免は、収入額を基準として決定することとし、条例第13条第2項の規定により認定された収入の額(同条第3項により更正されたときは、その額)が、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第2項に定める最低収入額の25パーセント以下であるときは70パーセントを、25パーセントを超え50パーセント以下であるときは50パーセントを、50パーセントを超え75パーセント以下であるときは20パーセントを減免する。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

審査基準

(減免の期間)

第3条 減免の期間は1年以内とし、市長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。